

北海道市町村職員退職手当組合告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、
出納員をして事務の一部を委任する分任出納員を次のとおり定めたので、同項
後段の規定に基づき告示する。

令和8年6月1日

北海道市町村職員退職手当組合長 宮 本 憲 幸

記

分任出納員 田 中 雄 大 （総務課総務係主任）

（総務課 総務係）